

有資格者の皆様へ

1. 競争契約参加資格審査申請書変更届について

送付しました資格確認通知書により、令和3・4年度に係る一般競争（指名競争）の参加資格が付与されたこととなりますが、この通知書の受理後、以下に該当した場合は、直ちに下記宛先に変更届を郵送してください。なお、届け出がなされない場合は、有資格者の資格を取り消しすることもありますので、十分ご留意願います。

変更届の様式は下記アドレスの四国森林管理局のホームページに掲載しています。

(URL : http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/keiri/181101_shikakushinsei.html)

- ① 建設業法第12条（廃業等の届出）に該当することとなった場合。（建設業法第17条において準用する場合を含む。）
- ② 予算決算及び会計令（S22. 4. 30勅令165）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となった場合。
- ③ 建設工事の業種にあっては、建設業法第3条による建設業の許可を受けなくなった場合及び建設業法による監督処分を受けた場合。
- ④ 測量・建設コンサルタント等の業種にあっては、営業に関し、法令上必要な資格を有しない者となった場合。
- ⑤ 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の有効期間がとぎれてしまった場合。
（現に有効な総合評定通知書を取得していない場合。）
- ⑥ 住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及び連絡先等に変更が生じた場合。

2. 押印の廃止について

同封の資格確認通知書については、これまで四国森林管理局長印の押印をしておりましたが、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、押印を求める各種手続きについて、押印を不要とする等の措置を講じました。そのため、今回より押印を廃止して有資格者の皆様へ通知しております。

なお、上記1に基づき変更届の提出をされる場合は、変更届への押印は特段不要となりますのでご承知おきください。

〒780-8528

高知県高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 総務企画部 経理課

専門官（契約適正化担当）

TEL 088-821-2011（直通）